

～法人マーケット開拓に役立つ～

産業廃棄物処理業

26

## 業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

<http://www.arice-aip.co.jp>

株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

### ◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に18支店を持ち、損害保険約20億円、生命保険約30億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的ノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

【本原稿は同社スタッフ共著】

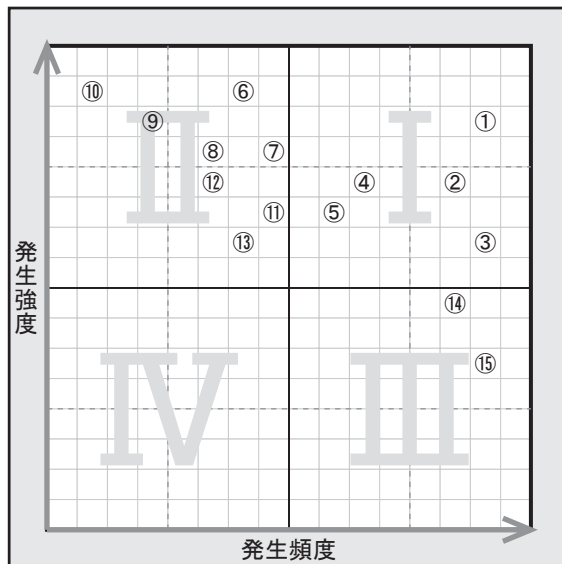
## 産業廃棄物処理業のリスクマネジメント

### ◇産業廃棄物処理業の特徴

一般廃棄物（家庭等から排出される一般のごみ）や事業系一般廃棄物（産業廃棄物に該当しない事業活動に伴う廃棄物）とは異なり、産業廃棄物は排出業者に処理責任があり、基本的には産業廃棄物を処理・処分出来る許可を受けた産業廃棄物処理事業者へ処理・処分委託をすることになっています。産業廃棄物処理業は作業区分によって大きく産業廃棄物収集運搬業と産業廃棄物処分業の二つに大きく分けられ、産業廃棄物のうち原油などの爆発性、配酸、配アルカリ等の毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを特別管理産業廃棄物と言ひ、取り扱う場合は別の許可が必要となります。平成22年8月時点における産業廃棄物処理業の許可件数は29万4,563件、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は3万0,059件となっています。産業廃棄物処理業者のほとんどが中小零細企業ですが、近年は製鉄やセメント会社等の大手参入が相次ぎ、小規模事業者の連携等も含めて再編が始まっています。また、景気後退による業界を取り巻く経営環境の悪化、リサイクルへの取組みの定着から産廃の処理量は頭打ちであり、少ないパイを奪い合う構図はさらに激化し、経営難から淘汰される事業者が相次ぐことも予想されます。環境問題の観点からも排出業者の責任割合も増しており、産業廃棄物処理業者の選定責任を問われる中、2011年4月1日より優良産廃処理業者認定制度が施行され、排出業者が適切に委託先を選定出来る環境も整いつつあります。

### ◇リスクマップの例

- I ① 産廃処理量の減少
- ② 過当競争
- ③ 外部評価の体制の確立
- ④ 法律・行政の変化
- ⑤ 労働災害
- II ⑥ 環境汚染
- ⑦ コンプライアンス違反
- ⑧ 自動車事故
- ⑨ 火災・爆発
- ⑩ 地震
- ⑪ 台風・洪水等
- ⑫ 使用者賠償責任
- ⑬ 施設賠償事故
- III ⑭ 施設の故障・破損
- ⑮ 人材の確保・育成



### ◇産業廃棄物処理業の特徴的リスク

産業廃棄物処理業者にとって最も深刻な問題は①産廃処理量が減少する中における②過当競争及び産廃処理業者認定制度による③外部評価の体制が確立されたことと考えられます。業界的にも環境問題の深刻化や廃棄物処理法の改正等も含め、④法律・行政の変化が激しいため、対応していかなければ生き残ることは難しい時代になっていることは間違いありません。発生頻度は低いですが、大きな影響をもたらすリスクとしては、そもそも巨額の設備投資を伴う事業であるため、⑨火災・爆発や⑩地震、⑪台風・洪水等による施設の損失が考えられますが、それらのリスクは同時に有害物質の漏洩による⑥環境汚染を引き起こす可能性があるため注意が必要です。環境汚染に繋がるリスクとしては、それ以外にも不法投棄等に代表される⑦コンプライアンス違反や、操業ミス、廃棄物を受け入れる際に契約と異なる物質が混入することによる⑭施設の故障・破損等も考えられます。また、有害物質の漏洩以外にも施設の場合は騒音・粉塵の飛散、トラックの場合には騒音や土埃によって地域住民に⑬施設賠償責任を負うケースも考えられます。トラックの運行については⑧自動車事故等も大きなリスクとして考えられます。同時に、⑤労働災害の多い業種でもあり、今後の⑮人材確保・育成のためにも、⑫使用者賠償責任といった事態を回避するためにも安全管理については積極的に取組む必要があるかと思われまふ。

### ◇産業廃棄物処理業の具体的リスク対策

産業廃棄物処理業者の社会性の前提条件は、有害物質を扱う業者として、それらを適切に収集・管理・廃棄を行うことです。コンプライアンス違反や技術面・運営面の問題のみならず、地震や台風といった天災を含め、いかなる理由であっても有害物質を漏洩させ、環境汚染をもたらさないことが重要です。その上で生き残っていくためには、他社との差別化を図り、多くの産業廃棄物排出業者から信頼されて廃棄を委託される事業所となることが重要であり、その最初のステップが2011年4月1日から施行された「優良産廃処理業者認定制度」において認定事業所となることであると考えられます。ここで求められているのは、①実績と遵法性(5年以上の業務実績と法令違反による改善命令等を受けたことがないこと等)、②事業の透明性(会社情報のみならず、産廃物の処理状況や施設の維持管理状況等を広く公表していること等)、③環境配慮の取組み (ISO14001やエコアクション21等の認証を所得する等、環境に配慮した取組みを行っていること)、④電子マニフェスト (事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等の確認がネットで可能なシステム)、⑤財務体質の健全性 (同業社に比べて、健全な財務体質で安定的に事業を行っている) の5項目であり、これらを満たしていることによって、産業廃棄物排出者は安心して委託をすることが可能になります。料金やサービス品質、特殊技術における差別化等、様々な要素がありますが、まずはここからのスタートではないでしょうか？

### ◇産業廃棄物処理業における保険活用

産業廃棄物処理業は建設業、運送業等と共に④労働災害が多い業種であるため、保険会社各社の引受基準において一定の制限があることを前提に、労災総合保険・傷害保険・業務災害総合保険の提案は必要不可欠と考えられます。但し、同じ作業場で委託や日雇等の作業従事者をどこまでカバーするのかを含めて丁寧なヒアリングをした上で行うべきでしょう。また安全配慮義務違反が認められた場合には⑫使用者賠償責任に問われることもあるので使用者賠償責任保険・労災総合保険の法定外補償条項、使用者賠償責任条項を準備しておきたいところです。トラックの⑦交通事故に対する自動車保険の手当はもちろん、マイカー通勤があるのであればマイカーの自動車保険の付保状況を確認しておく必要があります。また大きな設備投資をしている事業であることから、その設備を対象とした⑧火災・爆発⑩台風・洪水については火災保険の提案、先般の東日本大震災を機にいずれの業種でも再度検討されている地震保険については、引き受けの状況が変化していることから提案には注意が必要です。最後に有害物質の漏洩等による⑥環境汚染や騒音・粉塵の飛散・騒音・土埃など近隣住民や通行者等に対する第三者賠償責任の発生に対応する賠償保険については労災総合保険等と同様、引受規制業種として保険会社が多いため、その事業者の状況を出来るだけ詳細にヒアリング及びリサーチを行って対応することが重要となります。